

～ 化学肥料低減定着対策事業のご案内 ～

1. 事業の概要

肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料の2割低減に向けた取組の定着を図るための『地域の取組』に対して交付金を交付します。

2. 『地域の取組』について

九重町農業再生協議会では、次の2項目の取組について交付金を交付します。

(1) 土壌・生育診断の推進支援

①取組内容

- ・農業者又は地域の農業者の組織する団体が、サービス提供事業者と契約を締結した場合、契約料金の一部を支援

②交付対象者

- ・農業者
- ・地域の農業者の組織する団体

③交付単価

- ・契約料金の1/2以内

④交付要件

- ・令和5年6月から令和6年2月末日までのサービス利用料に係るもの

(2) 堆肥等の利用拡大支援

①取組内容

- ・農業者又は地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者※と堆肥等の散布契約を締結した場合、又は自らの農地に堆肥等を散布した場合に料金の一部を支援

※畜産農家が堆肥等散布事業者となる場合は、その畜産農家が特殊肥料生産業者届出書を県に提出し受理されていること

②交付対象者

- ・農業者
- ・地域の農業者の組織する団体

③交付単価

- ・堆肥等散布 4,000 円/トン

④交付要件

- ・対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする
「堆肥」…肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づく特殊肥

裏面へ

- 料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの
「汚泥肥料」…肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料
「その他」…動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料
代替となる肥料
- ・令和5年6月から令和6年2月末日までに堆肥等の散布を行うもの

3. 申請手続き

書類の提出が必要となります。令和5年11月2日(木)までに、九重町農業再生協議会（九重町役場農林課）までお越しください。

4. 注意事項について

本事業の申請を行うにあたって、以下の注意事項をご一読いただき該当しないことをご確認の上、申請をお願いします。

(1)「地域の取組」で設定した交付金の対象となる行為と同一の行為に対して、複数の国の事業で重複して支援を行うことはできません。また、県が実施する事業であっても交付金の対象となる行為と同一の行為に対して、支援を行うことができない場合があります。詳しくは九重町農業再生協議会（九重町役場農林課）までお問い合わせください。

※重複受給の対象となる行為

- ①環境保全型農業直接支払交付金の「堆肥の施用」の取組
- ②水田活用直接支払交付金（産地交付金）の「耕畜連携助成」の取組 など

(2) 令和6年2月末までに、確実に「地域の取組」が実施可能であること。

問い合わせ先
九重町農業再生協議会
(九重町役場農林課)
担当：衛藤・小野
TEL:0973-76-3804